

**消費者安全法（消費者安全調査委員会規定部分）
これまでの施行状況について
【概要】**

平成30年 5月
消費者庁消費者安全課事故調査室

1. 検討の経緯

- 消費者安全法（平成21年法律第50号）成立時の参議院附帯決議において「（前略）消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う（以下略）」とされたことから、有識者、事故被害者の家族等からなる「事故調査機関の在り方に関する検討会」を開催し、平成23年5月に取りまとめ。
- この検討会の取りまとめを受け、消費者安全法の一部を改正する法律（平成24年法律77号。以下「改正法」という。）が平成24年9月5日に公布。消費者安全調査委員会規定部分については、同年10月1日施行。
- 改正法附則第3条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。
- 平成29年10月1日をもって施行後5年を経過したことから、施行状況について整理・検討し、何らかの措置を講ずる必要があるか検討。

2. 施行状況（※）

調査委員会の活動	主な施行状況	施行状況の評価
1. 調査及びフォローアップ		
(1) 調査	<p><件数></p> <ul style="list-style-type: none">・10件の調査を終了・4件の調査を継続中 <p><調査期間></p> <p>最長：3年8か月 最短：11か月 平均：1年から1年半程度</p> <p><事故調査の申出></p> <ul style="list-style-type: none">・受付268件、うち8件を調査・その他、ワンポイントアドバイスやレポートなどを公表	<p><調査期間></p> <ul style="list-style-type: none">・分野が多岐にわたり、また事故の発生状況も多様なことから、調査手法が一律ではなく、調査に時間がかかることに一定の理由はある。・しかしながら、再発防止策を示し、実施されるまでの期間は短いほうが望ましいことは明らかである。・調査の迅速な実施のためには、事前の情報収集及び調査計画の充実が不可欠。 <p><調査対象></p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き、指針に基づき、調査対象を選定する必要がある。・ワンポイントアドバイスやレポートなど、消費者安全確保の見地から有益な情報の提供については継続する必要。・関係行政機関において、事故調査委員会等が開催され、再発防止策が講じられた場合であっても、その後の状況を注視し、対応が不十分と調査委員会が判断した場合には、必要な調査を行い、意見等を示すべきである。
(2) フォローアップ	<ul style="list-style-type: none">・意見後、おおむね1年を目途にフォローアップを実施。	<ul style="list-style-type: none">・「意見→対応→評価→対応」を繰り返すことによって、事故の再発防止が図られる。フォローアップの継続的な実施が必要。
2. 円滑な活動のための方策		
(1) 調査権限の行使	<ul style="list-style-type: none">・任意の協力により、調査権限を行使して入手する情報と同等の情報を入手	<ul style="list-style-type: none">・今後、任意の協力が得られず、十分な調査ができないと調査委員会が判断した場合には、権限を行使する必要。

(※)平成24年10月1日から平成29年9月末日まで

(2) 調査の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国民生活センターや民間調査機関に対して、必要な調査を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら実験研究施設等を有する組織ではない調査委員会にとって、必要な協力が得られている。 ・再現実験等が必要となり、独立行政法人国民生活センターの知見を活用することが望ましい場合、経費も相当額に上ると考えられることから、調査委員会の調査費を活用して独立行政法人国民生活センターに調査委託ができるような仕組みを検討すべきである。 ・民間調査機関に委託する調査に関しても、再発防止策検討のための調査であり、迅速性が求められることから、入札に基づく契約によって、時間を要することは望ましくなく、何らかの対応が可能かどうか検討すべきである。
(3) 関係行政機関等の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等の協力により、当該事故及び類似事故に関する情報を入手 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の提供等、十分に協力が得られている。 ・事故情報の入手に大きく寄与しており、引き続き、同様の協力が必要。
3. 公正・中立な調査の確保		
(1) 職務従事に関する制限	<ul style="list-style-type: none"> ・規程を設け、職務従事に関する制限に抵触する委員は審議や決議に参加できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・公平・中立な調査に資する。 ・調査に支障のない限りにおいて引き続き制限すべき。
(2) 審議状況の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事案の審議については非公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議の透明性確保のため、引き続き、委員会終了後に毎回委員長会見を行うなどの対応が必要。
4. その他		
事務局機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局員の増員に努めると共に、事務局員の資質の向上のための研修等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事故調査室員の増員を検討すべき。増員については、可能な限り専門性を重視すべき。 ・安全の考え方や事故調査の在り方等の基礎的な知識に関し、研修を実施することが不可欠。

3. 結論

- 調査委員会の活動に関連する法令は十分整備されており、見直しの必要はない。
- 平均1年から1年半程度を要している調査期間の短縮が課題であり、そのため、事前の情報収集や調査計画作成段階において、原因究明に関連する事項を幅広く検討できるよう、事故調査室員の資質の向上が重要。
- これまでに公表した調査案件について、その知見を社会が共有できるよう、様々な手段を使った情報発信が必要。